

第5次カモシカ管理計画の概要

〈策定の根拠、計画の位置付け等〉

◇策定の根拠等

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第7条の2及び第13次鳥獣保護管理計画

◇位置付け

生息数が著しく増加し、又はその生息地の範囲が拡大している鳥獣の管理を図るために特に必要があると認めるときに策定できるもの。法、国の指針、いわて県民計画（2019～2028）等を踏まえ、鳥獣の管理の方針を定めるもの。

◇計画の期間

令和4年度～令和8年度

〈現状と課題〉

◇生息状況

- 1 生息分布 県内全域
- 2 生息密度 0.56頭/km² (R2)

◇被害状況

- 1 林業被害（造林木の芽の食害）
85万円 (R2)
- 2 農業被害（果樹、野菜、水稻等）
904万円 (R2)

◇課題

- 1 現行計画に基づき被害防除等を実施しているが、依然として農林業被害が発生
- 2 生息密度が減少傾向にあり、今後個体数の著しい減少が確認された場合は、保護に向けた検討が必要

〈基本目標〉

- 1 遺伝的多様性を含むカモシカの地域個体群の安定的な維持
- 2 農林業に対する食害の軽減

〈計画の概要〉

◇管理の実施

- 1 地域区分
 - (1) 保護地域（国が指定）
 - ア 北上山地カモシカ保護地域
 - イ 北奥羽山系カモシカ保護地域
 - ウ 南奥羽山系カモシカ保護地域
 - (2) 管理地域
保護地域以外の地域
- 2 被害防除対策
 - (1) 物理的防除（防護柵、食害防止チューブ等）
 - (2) 科学的防除（忌避剤）
- 3 生息環境管理
 - (1) 森林環境の保全
 - (2) 県民税事業や関係機関等の施策との連携
- 4 捕獲の実施
種指定の特別天然記念物であり、当該管理計画の策定及び市町村における管理実施計画の策定等が捕獲許可の要件となっている。
 - (1) 管理実施計画の作成
 - (2) 捕獲実施に係る許可申請
 - (3) 捕獲の実施

5 モニタリング

- (1) 生息密度調査
- (2) 被害状況調査

◇管理のために必要な事項

- 1 各機関の果たす役割
県、市町村、カモシカ管理検討委員会等の役割
- 2 普及啓発
 - (1) 管理計画の内容
 - (2) カモシカの生態
 - (3) 地域住民に対する捕獲実施の周知
- 3 錯誤捕獲の防止等
ニホンジカやイノシシを捕獲する場合のわな¹の形状や餌付け方法、設置場所等の工夫

〈今回追加・修正する主な項目〉

- 1 生息密度調査結果の更新
- 2 個体数が大きく減少した際の保護の取組に関する記載の追加
- 3 錯誤捕獲の対応の追加